

けもの 倭名抄に獸をよめり、毛物の義也。畜をけだものと訓せり。今俗野獸をけだものといひ、畜産をけものと覺えたるは、反せるに似て、神代紀の訓也。兩訓實は一語なるべし。

〔日本書紀一代〕一書曰○中 天照大神在於天上曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之。月夜見尊受勅而降、已到于保食神許、保食神乃廻首嚮國○中 又嚮山、則毛龜柔亦自口出○下

〔古事記傳十七〕毛龜物毛柔物は、氣能阿羅母能、氣能爾古母能と訓べし。廣瀬大忌祭辭に、和支物を添て、讀は、中々にわろし、諸獸を云る古の雅言なり。氣母能又氣陀母能も、毛を以て云る名にて同じ。和名抄に、獸を介毛乃、畜を介太毛乃、畜を介太毛乃と分たるは、いきこと、上に云るが如き、

〔古事記上〕火照命者爲海佐知昆古音、下效此、而取鰐廣物、鰐狹物、火遠理命者爲山佐知昆古而取毛麤物毛柔物、

〔延喜式八祝詞〕廣瀬大忌祭○中

山爾住物者毛能和支物毛能荒支物○中

龍田風神祭○中

山爾住物者毛乃和物毛乃荒物○下

〔東雅十八〕牛ウシ○中 我國いにしへ、凡獸をばシ、と云ひけり。日本紀に、獸の字讀てシ、といふ即是也。其肉の食ふべきをや云ひぬらん。牛をウシといひ、鹿をシカと云ひ、羚羊をカマシ、といひ、羊をヒツシといふが如き、皆これ其肉の食ふべくして、また角生ふる者共なり。必その故ありぬべけれども、今は其義は隠れぬ。東國の俗には、牛をタシといふなり。タシとは田鹿なり。〔倭訓栞前編三十六〕よつあし○中 海人藻介に、四足は揃て供御に備へずといふは、獸類をいふ也。後村上院はめさせられしとも見えたり。

〔塵袋四〕猛獸トハ、虎ヲホカミ、師子等ノ名歟、